告示

○総務省告示第三百三十六号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成八年自治省告示第二百二十号（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件）の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月十一日

総務大臣　野田　聖子

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項
平成二十九年九月五日	民進党（みんしんとう）	代表者の氏名　前原　誠司 新 村田　蓮舫 旧

○総務省告示第三百三十七号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成八年自治省告示第二百二十一号（衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件）の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月十一日

総務大臣　野田　聖子

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項
平成二十九年九月五日	民進党（みんしんとう）	代表者の氏名　前原　誠司 新 村田　蓮舫 旧

○中央選挙管理会告示第十九号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十七年中央選挙管理会告示第三号（衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件）の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月十一日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項
平成二十九年九月五日	民進党（みんしんとう）	代表者の氏名　前原　誠司 新 村田　蓮舫 旧

○中央選挙管理会告示第二十号

平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職の候補者藤井基之の出納責任者桑原謙正から公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定に基づき提出された選挙運動費用収支報告書の訂正の報告があったので、同法第百九十二条第一項の規定に基づき、平成二十九年中央選挙管理会告示第一号（平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件）の一部を次のように訂正する。

平成二十九年十月十一日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。